

第3部 浦添市景観形成の方針及び基準(基準編)

1. 景観計画の理念・目標

(1) 理念

【理 念】 てだこ市民による ウラオソイ風景づくり

「てだこ」とは太陽の子という意味です。かつて浦添が琉球の王都として繁栄した時代の「英祖王」を太陽の子、「てだこ」と敬称したことに由来します。また、「ウラオソイ」の表現ですが、浦添は、古くは「うらおそい」と呼ばれていました。これは、「浦々を襲う」からきた支配の中心地という意味です。琉球王国は中世に浦添で生まれ、その後王宮は首里に移りましたが、尚寧王の道にみるように、浦添と首里はその後も強い結びつきがあります。

本基本計画は、このような歴史的背景をもつ“てだこ市民”が主役となって、過去から学び、現状を見つめ、未来を見極め、内外に誇りうる“ウラオソイ”の風景を創造していくこととします。

(2) 目標

理念の実現にむけて以下の4つの目標を掲げました。

【目標－1】 てだこ市民が率先して取り組む協働の景観まちづくり

全てのてだこ市民が意識を高め、主役となり、より良い協働の景観まちづくりに取り組みます。

【目標－2】 てだこまちの緑と水辺と微地形を活かした景観まちづくり

ウラオソイ風景の骨格基盤となる緑と水と微地形を活かした景観まちづくりに取り組みます。

【目標－3】 てだこ市民の心を結ぶ歴史文化の薫る景観まちづくり

てだこ市民としての誇りや市民意識が共有できるよう、歴史文化の薫る景観まちづくりに取り組みます。

【目標－4】 てだこまちの活力と国際性を活かした景観まちづくり

同時に、内外との交流により栄えてきたてだこまちの活力を継承するため、新たな交流や国際性を活かした景観まちづくりに取り組みます。

(3) 段階的な景観まちづくり

てだこ市民によるウラオソイ風景づくりは、一日で実現できるものではなく地道な取り組みの蓄積が求められます。このため、良好な景観まちづくりの推進にあたっては、概ね以下の3つの段階に分けて、取り組みのイメージを共有化することが大切と思われます。

①【初動期】

- 景観まちづくりを意識する
- 地域の良さや改善点を発見する
- 身の回りを整理整頓する など

初動期においては、身近の地域の良さや改善すべき点を日常生活の中で気づき、再発見することを通して、景観まちづくりの大切さや必要性、目指す方向などへの理解を深めていくことが求められており、このような意識を持つことによって、身の回りの整理整頓やよりよい景観づくりへの行動・実践が具体的に行われていくものと期待されます。

②【展開期】

- 身の回りの取り組みを継続する
- 協働の取り組みに広げる
- 地域に根ざした景観まちづくりを展開する など

次の展開期では、身の回りの取り組みを継続していくことを通して、地域や市域などのより広いエリアで協働の実践活動につなげていくことが望まれます。景観まちづくりの実践活動を通して得られたひとり一人の誇りと自信が協働の取り組みに展開する段階といえます。その際には、地域の特性に根ざした共通の景観イメージをみんなで話し合い共有することが大切です。

③【充実期】

- 協働の景観まちづくりを日常化する
- 精神的充足感を実感できる
- 新たな初動期に向けた取り組みにつなげる など

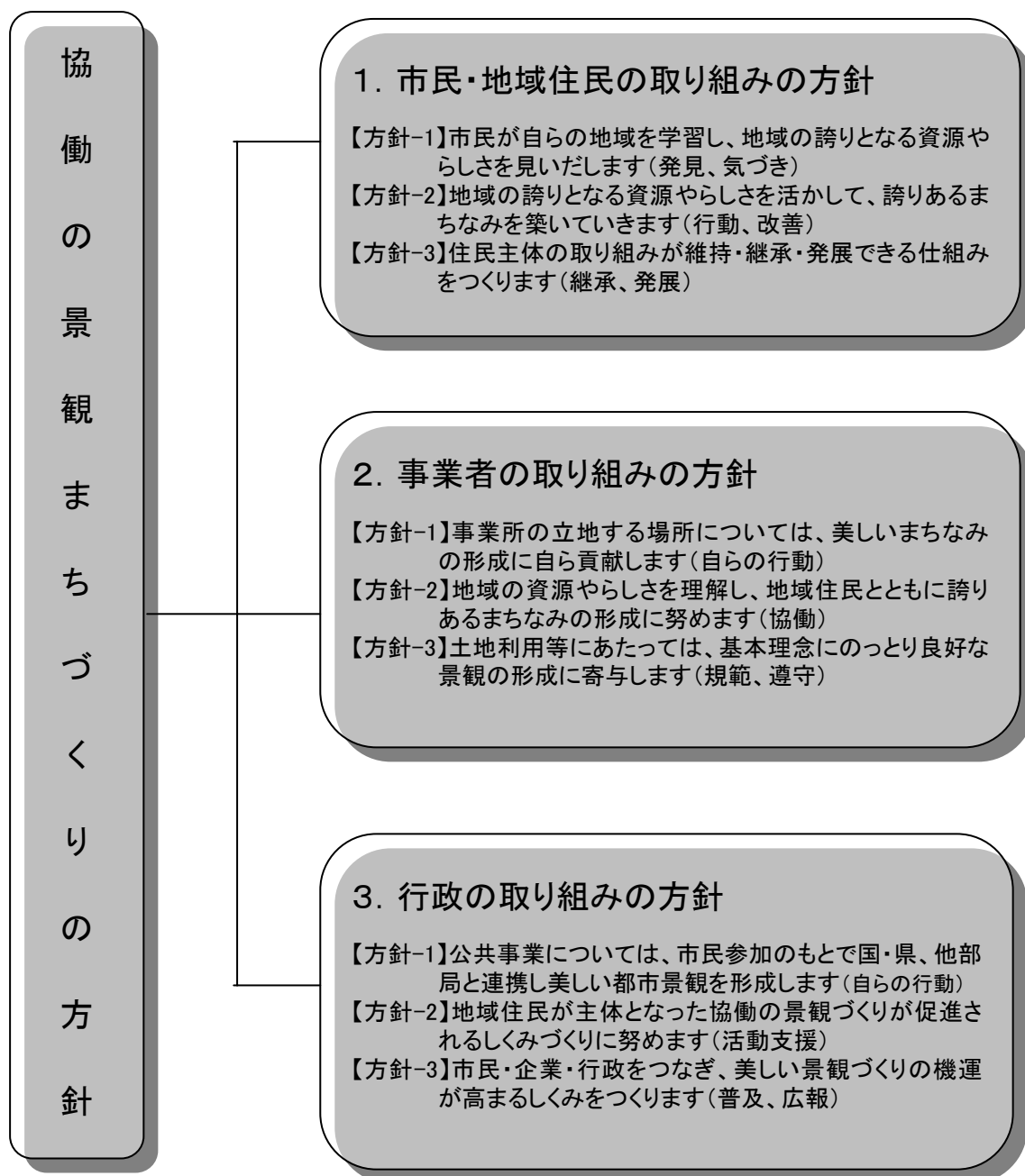
充実期においては、協働の景観まちづくりがあたりまえのように日常化している状態であり、地域住民や市民の景観に対する目配りやバランス感覚などが成熟している段階といえます。その段階においては、地域住民や市民等は周辺の景観や環境から精神的充足感を享受することになり、このことは自分たちの次の世代にも良い影響を与えてくれます。同時に、この状況が停滞しないよう、常に新陳代謝の視点を持ち、新たな初動期に向けた取り組みにつなげていく必要があります。

(景観まちづくり計画の体系 A3:別紙参照)

(景観まちづくり計画の体系 A3:別紙参照)

3. 良好な景観まちづくりの方針

(1) 協働の景観まちづくりの方針



1. 市民・地域住民の取り組みの方針

方針-1 市民が自らの地域を学習し、地域の誇りとなる資源やらしさを見いだします(発見、気づき)

・西原自治会、港川自治会、仲間自治会、茶山団地自治会等での地区歩き学習会の取り組み など

方針-2 地域の誇りとなる資源やらしさを活かして、誇りあるまちなみを築いていきます(行動、改善)

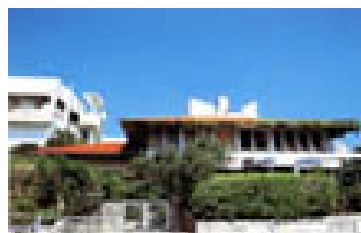
・西原アガリモウ公園、港川亀瀬、牧港壁画、宮城スーパースター、屋富祖シーサー通りでの取り組み など

方針-3 住民主体の取り組みが維持・継承・発展できる仕組みをつくります(継承、発展)

・まちづくりプラン賞、生垣設置・壁面緑化樹木配布、浦添市公園愛護活動、花と緑のまちづくりフェスタ、美らまちサポーター制度、景観アドバイザー制度、景観形成事業 など



河川浄化活動



都市景観賞

2. 事業者の取り組みの方針

方針-1 事業所の立地する場所については、美しいまちなみの形成に自ら貢献します(自らの行動)

・民地の公開空地・ベンチ等の提供例、敷地・塀の緑化 など

方針-2 地域の資源やらしさを理解し、地域住民とともに誇りあるまちなみの形成に努めます(協働)

・美らまちサポーター制度を活用した植栽帯の監理、公園の監理 など

方針-3 土地利用等にあたっては、基本理念にのっとり良好な景観の形成に寄与します(規範、遵守)

・景観計画・基準の遵守、地域らしさに配慮し地域らしさを牽引していく新たな景観の創出 など



都市景観賞



美らまちサポーター制度の活用

3. 行政の取り組みの方針

方針-1 公共事業については、市民参加のもとで国・県、他部局と連携し美しい都市景観を形成します（自らの行動）

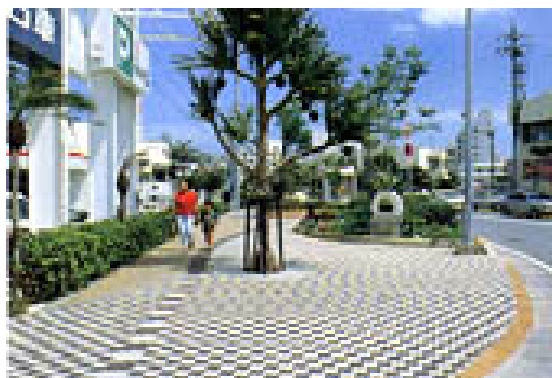
・道路、公園、河川、港湾、海岸、学校、その他の公共施設 など

方針-2 地域住民が主体となった協働の景観づくりが促進されるしくみづくりに努めます（活動支援）

・まちづくりプラン賞、生垣設置・壁面緑化樹木配布、浦添市公園愛護活動、花と緑のまちづくりフェスタ、美らまちサポーター制度、景観アドバイザー制度、景観形成事業 など

方針-3 市民・企業・行政をつなぎ、美しい景観づくりの機運が高まるしくみをつくります（普及、広報）

・まちづくり講演会等による啓発、良好な活動事例等の広報、活用できる各種制度等の普及 など



(骨格別景観まちづくりの方針 A3:別紙参照)

(骨格別景観まちづくりの方針 A3:別紙参照)

(骨格別方針図 A3:別紙参照)

)

(骨格別方針図 A3:別紙参照)

1. 緑の両翼	目標の姿
方針-1 浦添を抱く緑の骨格を、本市のランドマークとして保全・再生します 方針-2 100年後の財産となる在来の森を保全・再生します	緑の両翼のスカイラインを分断するような建造物等は立地しておらず、緑濃い緑地帯が本市のランドマークとして市民はもとより県民に広く認識されています。そして、主役である緑地帯が、地域住民や市民等の手により持続的に維持・管理されています。
景観形成指針(目標基準)	
(1)緑の両翼の地形を守る ①シンボルであるワカリジを保全する ②両翼内での開発は必要最小限にとどめ、のり面の箇所を少なくする ③のり面が生ずる場合は長大にならず、小さなのり面となるよう地形の分節化を図る ④のり面の勾配は緩くし、天端はなだらかにして緑化をしやすくする (2)緑の両翼の稜線を守る ①多くの人が集まる主要な視点場から緑の稜線(スカイライン)が分断されないよう建造物の配置や高さを工夫する ②屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要な視点場から見えないよう工夫する (3)緑の両翼の景観を阻害しない ①緑の両翼が主役となるよう周辺建造物の配置、高さ、規模、形態、色彩等を工夫し、風景を支配しないようにする ②空き地などへの不法投棄などは絶対に行わない (4)緑の両翼への視点場を増やす ①歴史の道から緑の両翼への良好な視点場を確保するよう努める(残地活用・休憩所併用等) ②主要施設等、多くの人が集まる場所から緑の両翼への良好な視点場を確保するよう努める (5)緑の両翼の緑を増やし維持管理する ①両翼内に位置する敷地内においては各自が緑化等に努める ②協働で在来の緑を増やし維持管理を行う(苗木提供・協働植栽・住民・NPO等による維持管理など) ③不法投棄などに対し地域の日常的な管理を行う	

2. 水緑の大循環	目標の姿
方針-1 海岸・河川・湧水・緑地をつなげて、水緑の大循環をつくり ます 方針-2 海浜の生き物が豊かな潮の薫る里浜の景観を活かします	都市部では貴重な本市の自然海浜が、周辺の都市整備 と調和しながら活かされています。そして、この自然海浜 と市内の河川、湧水、緑地等の水・緑空間が結ばれ、歩 いて回遊できる潤いと安らぎのある廻廊が形成されてお り、多くの市民や県民等が散策などで利用しています。
景観形成指針(目標基準)	
(1)地域の財産である自然海浜を活かす ①シンボルであるカーミージーを保全する ②水際や海域の生物と生息環境をできるだけ保全する ③自然海浜を残した埋立て工法・道路工法を工夫する(運河・橋脚など) ④海浜植栽を取り入れた護岸工法を工夫する (2)楽しめるウォーターフロントとする ①港湾区域では単調で長大な直線的景観にならないよう、良好な視点場を活かした眺望スポットや緑豊かな広場を確保するなど工夫する ②港湾空間を祭りやイベント、レクリエーションの場としても活かすよう努める ③ウォーターフロントへ人々を円滑に導く国道58号からのアクセス道路や歩行者軸の景観を工夫する(海への視線、街路樹等) ④屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えないよう工夫する (3)ふれあえる河川環境を回復する ①市内にある3つの二級河川と地域にある井戸の水質の改善に努める(悪臭・ゴミ・各家庭の井戸の使用など) ②市域を越える上流域との連携を強化する ③親水性やせせらぎ等に配慮し水辺にふれあえる工法を取り入れる(滝のある景観も活かす) ④環境に配慮した水辺の散策道でつないでいくよう工夫する(透水性舗装・緑陰・香りなど) ⑤屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えないよう工夫する (4)大循環を構成する緑を増やし維持管理する ①大循環を構成する敷地内においては各自が緑化等に努める ②協働で在来緑を増やし維持管理を行う(苗木提供・協働植栽・住民・NPO等による維持管理など)	

3. 歴史文化のよりどころ	目標の姿
方針-1 市民の歴史文化のよりどころ浦添グスク・伊祖グスクが主役となる景観形成を推進します 方針-2 浦添グスクと密接なつながりを持つ首里城等を結ぶ歴史の道軸を形成します	浦添市民の心をひとつに結ぶ歴史文化のアイデンティティ核として、浦添グスクと伊祖グスクの由来が市民に十分理解されており、その修復整備と周辺地域の景観整備が進められています。また、浦添グスクと首里城を結ぶ尚寧王の道などの歴史の道の連続性が認識されており、多くの市民や県民・来訪者等に広く活用されています。
景観形成指針(目標基準)	
(1) グスクを修復する ① 浦添グスク・伊祖グスクの修復・復元整備に努める(石垣・門など) ② 浦添グスクへのアプローチ道及び駐車場は歴史性に配慮した形態・素材等を工夫する ③ 冬至のテダ遙拝の場の確保・整備を検討する(戦前はワカリジーの近くで仲間のノロが行っていたと伝わる) (2) グスク周辺地区にふさわしい景観を形成する ① グスク周辺地区の佇まいを歴史的地区にふさわしい景観に整えるよう努める(建造物の高さ・規模形態・屋根形態・素材・色彩・屋外設備・塀・生垣・敷地内緑化など) ② 赤瓦や琉球石灰岩など地域性をあらわす素材を効果的に活用する ③ 敷地の不整形な分割や細分化をできるだけ行わない ④ 既存の民間墓園の緑化等を促す ⑤ 地区内道路等の整備にあたっては歴史的景観に配慮した工法を工夫する(緩やかな線形・適度な幅員・伝統の素材・眺望点の確保など) ⑥ 地区内の湧水に配慮した浸透性舗装材等に配慮する ⑦ 屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えないよう工夫する (3) 歴史の道の連続性を感じさせる ① 首里城などを結ぶ歴史の道の連続性を感じさせるよう努める(素材・サイン・緑陰・見通しなど) ② 沿道の歴史的資源をできるだけ活かす(修復・サイン整備など) (4) 歴史文化とのふれあい・交流を促す ① グスクや伝統集落、歴史の道を活かしたイベントを促す(尚寧王の道まーい・歴史体験学習など) ② ふれあい・交流を促す支援策を充実する(案内 NPO 育成・支援など) ③ 広報・普及策を充実する(案内マップ作成、かわら版など)	

4. 都市を貫く軸線	目標の姿
方針-1 南北の個性ある大動脈と、ゲートを感じさせる沿道景観を形成します(R58、330、西海岸、西原 IC) 方針-2 沿道の生活文化を活かした個性ある通り景観を形成します(パイプライン、県 38、県 153、沢岬石嶺線)	本市の南北を貫く幹線において、ゲートとなる空間の景観形成がなされ、市民や県民・来訪者にも認識されています。また、沿道の商業・業務の街並みが統一感を与えており、幹線にふさわしい沿道景観を形成しています。 一方、市内の準幹線においては、沿道の店舗や並木等が景観に調和しながら連続し、市民の生活文化が感じられる個性ある通りとなっています。
景観形成指針(目標基準)	
(1) ゲート性を演出する ①自然の地形などを景観要素として活かす(特徴的な地形の保全・まとまった緑の保全・創出など) ②都市基盤を景観要素として活かす(トンネル、橋梁・立体交差点、IC、公共施設等のライトアップ、特徴あるデザインづくりなど) (2) ゆとりと品格ある沿道景観を形成する ①幹線沿道建造物の壁面後退した空間への緑化等に努める ②沿道建築物の3階以上の階層(中高木の高さを超える階層)では基調色の範囲内の色彩となるよう努める(コーラルホワイト等) ③乱雑になりがちな路上施設は整理統廃合に努める(柵・標識類など) (3) 節度ある広告・サインの定着 ①安全性や美観に配慮した節度あるネオンサインとする(信号を阻害しないなど) ②乱雑・混沌のイメージを感じさせないセンスある屋外広告物・サインに努める(復帰前のブルーシール・A&W等も参考になるか?) (4) 歩いて楽しい通り景観を形成する ①通りの起伏を活かした個性ある沿道景観の形成を工夫する(統一した街路樹、建築物の屋根形態、見通しとアイストップ等) ②道路沿いの小広場やポケットパーク、バス停等と一体となった景観の形成を工夫する(人が座れる・たまれる、デッドスペースがない、ストリートファニチャー、目印となる、バス停緑化など) ③通りの由来や成り立ち等をできるだけ活かす(パイプラインの名称、軽便鉄道跡、オモロの碑、組踊の道など) ④サポーター制度を活用した植栽管理に努める	

(類型別景観まちづくりの方針 A3:別紙参照)

(類型別景観まちづくりの方針 A3:別紙参照)

(類型別方針図 A3:別紙参照)

(類型別方針図 A3:別紙参照)

1. 伝統集落地区	目標の姿
方針-1 伝統集落を抱護するクサティ森と大切な地域資源を保全・回復します(共有空間) 方針-2 伝統的まちなみ景観を保全・回復します(私有空間・公有空間) 方針-3 伝統集落を感じさせる通りや広場の景観を保全・回復します(公有空間)	伝統集落地区では、集落背後のクサティ森や御嶽、拝所、樋川、トウンなどの広場、綱引きなどのまつりの場などの歴史的資源が地域の暮らしに密着して息づいており、大切に管理されています。これにより、来訪者にも歴史と伝統が生きた地域としての個性が感じられます。住宅は平屋か2階建てで、道路から後退して建てられ、屋敷内は緑が多く見られ、石垣や生垣、低い塀がめぐり落ち着いた佇まいのまちなみ景観となっています。 また、地区内の通りは直線的ではなく、かつてのゆるやかな敷地割りの道路形態を残しています。舗装材等により車の道と歩車共存の道が明確にされており、敷地からのぞく花木や緑陰が続き、歩いて楽しく安全な通りを実感します。
景観形成指針(目標基準)	
(1) クサティ森を守る ①シンボルである背後のクサティ森の保全に努める(売らない、開発しないなど) ②クサティ森を協働で緑化し維持管理を行うよう努める(苗木提供・協働植栽・住民・NPO等による維持管理など) ③クサティ森にある個人の墓地等の緑化を促す ④屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えないよう工夫する (2) 伝統集落の空間構成要素を守る ①御嶽、樋川等の大切な共有資源を保全・回復・維持管理するよう努める(石垣、樹木等) ②老木、共有広場、まつりの道等の大切な共有資源を保全・回復・維持管理するよう努める (3) 伝統的な地区を意識した宅地の景観づくりに努める ①建築物・工作物は低く構えるとともに前庭空間を設け、クサティ森を遮らないよう工夫する ②背後のクサティ森と調和するよう屋根は勾配屋根とするよう努める ③垣・塀は低くおさえ屋敷周りの緑化に努める ④赤瓦や琉球石灰岩など地域性をあらわす素材を効果的に活用する ⑤敷地の不整形な分割や細分化をできるだけ行わない ⑥住宅の車庫間口は最小限とし、浸透性ある舗装材の利用と道路境界部の緑化に努める ⑦平面駐車場を有する店舗等については、積極的に駐車場緑化と浸透性ある舗装材の利用に努める ⑧屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えないよう工夫する ⑨サポーター制度を活用した植栽管理に努める	

2. 住宅市街地地区	目標の姿
方針-1 住宅市街地の暮らしに密着した地域資源を保全・修復します(共有空間) 方針-2 住宅市街地の落ち着いたまちなみ景観を形成します(私有空間) 方針-3 住宅市街地のうるおいある通り景観を形成します(公有空間)	住宅市街地地区では、地域に息づくウガン所やムラガー、老樹等の景観資源が大切に管理されており、地域にうるおいを与えています。宅地をみると建物は道路から後退して建てられ、屋敷内は緑化され、生垣や低い塀がめぐり落ち着いたうるおいのある佇まいのまちなみ景観となっています。 また、地区内に見られる狭小な生活道路は、沿道の建て替えに伴って広げられ、防災上も安全な通り景観となっています。
景観形成指針(目標基準)	
(1)住宅市街地の地域資源を活かす ①地域の成り立ちを伝えるウガン所やムラガー、老木等の景観資源の保全・回復・維持管理に努める ②里道等のスーヅガーを安全な通学路やホテルが息づく道等として活かすよう工夫する ③地区内にある空き地などの低未利用地をうるおいとたまりのあるオープンスペース等として活かすよう努める(市民菜園等) (2)宅地内の日だまりとゆとりを確保する ①建築物はできる範囲で壁面後退し、敷地内に日だまりとゆとりを確保するよう工夫する ②高い塀や閉鎖的な屋敷囲いから低い塀や生垣に替え、日だまりとゆとりを確保するよう工夫する (3)目立たない緑化された車庫・駐車場を工夫する ①住宅等の車庫間口は最小限とし、浸透性ある舗装材の利用と道路境界部の緑化に努める ②店舗等の平面駐車場については、積極的に駐車場緑化と浸透性ある舗装材の利用に努める (4)安心とうるおいある通り景観を工夫する ①狭小な生活道路は防災面や安全面の観点からも、沿道の垣・塀を低くおさえ、できるだけゆとりの空間を確保する ②地区内の一般道路では、チンマーサー空間などを保全・回復または創出し、個性とうるおいある通り景観の創出に努める ③屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要な視点場から見えないよう工夫する ④美らまちサポーター制度等を活用した植栽管理に努める ⑤建築物はできる範囲で壁面後退し、通りと一体となつてうるおいある空間づくりに努める(舗装材、植栽など)	

3. 既存区画整理・開発団地地区	目標の姿
方針-1 開発地区の暮らしに密着した地域資源を育成・創造します(共有空間) 方針-2 開発地区のまとまりあるまちなみ景観を形成します(私有空間) 方針-3 開発地区内の安全でうるおいある通り景観を形成します(公有空間)	新たな区画整理地区等では、土地本来の資源を大事にしながら地域住民のきずなを強める新たな景観的魅力の創造が行われています。宅地をみると建物は道路から後退して建てられ、敷地内は緑化され、生垣や低い塀がめぐりまとまりある佇まいのまちなみ景観となっています。 また、地区内の通りは、歩車分離の道や歩車共存の道、歩行者専用の道などの道路形態が工夫されており、ほど良く管理された花木や緑陰の並木と相まって、安全でうるおいある通り景観を形成しています。
景観形成指針(目標基準)	
(1) 大地の記憶を大事にする ①特徴ある地形を活かすよう工夫する(遊び場、公園とするなど) ②まとまった緑地や老木等を活かすよう努める(公園、移植など) ③古い地名を活かすよう努める (2) コミュニティの核になる空間を確保する ①遊び場、広場、たまり場空間を設けるよう工夫し、みんなで活用する ②地域のまつりやイベントを興すよう努める (3) まとまりとゆとりあるまちなみ景観を形成する ①建築物を整えるよう努める(建築物の壁面位置、高さ、形態、屋根、素材、色彩、屋外設備など) ②屋敷囲いを整えるよう努める(低い塀+緑化、生垣、開口部緑化、敷地内緑化など) ③車庫間口は最小限とし、浸透性ある舗装材の利用と道路境界部の緑化に努める ④安全で景観向上にも寄与する新たな宅地割りを工夫する(電線類配置のサービスヤードを持つ背割りなど) ⑤店舗等の平面駐車場については、積極的に駐車場緑化と浸透性ある舗装材の利用に努める ⑥屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要な視点場から見えないよう工夫する (4) 安全でうるおいある通り景観を形成する ①歩車分離、歩車共存、歩行者専用の道などを組み合わせるよう工夫する ②地域シンボル(アイストップ、ゲート、たまり場等)となるチンマーサー空間の導入に努める ③浸透性舗装材や電線類地中化、たまり空間、緑地帯、線形、ボンエルフなどを工夫する ④美らまちサポーター制度等を活用した植栽管理に努める ⑤建築物はできる範囲で壁面後退し、通りと一体となつてうるおいある空間づくりに努める(舗装材、植栽など)	

4. 商業・業務地区	目標の姿
方針-1 企業が主体となった、歩いて楽しい商業・業務地区のまちなみ景観を形成します(私有空間) 方針-2 広告物や看板等にも配慮した商業・業務地区の景観を創出します(私有空間) 方針-3 歩いて楽しい商業・業務地区の通り景観を形成します(公有空間)	商業・業務地区は、遠景で見ると落ち着いた色合いの基調色の範囲内にあり、高さや形態、設備等も違和感がなく屋外広告物も小さく洗練されており周辺と調和しています。近づいて見ると、道路から壁面後退された敷地内が美しく緑化されており、中には緑陰樹やベンチを設けて市民等に公開している空間も見られます。歩道は広く、緑陰樹の並木と花が咲き、バス停なども緑化されるなど、歩いて楽しい通り景観になっています。また、従来からある商店街の良さがまちの魅力として活かされ、多くの市民・住民でにぎわっています。
景観形成指針(目標基準)	
(1) ゆとりと気品ある沿道景観を形成する ①沿道建築物の3階以上の階層(中高木の高さを超える階層)では基調色の範囲内の色彩となるよう努める(コーラルホワイト等) ②乱雑になりがちな路上施設は整理統廃合に努める(柵・標識類など) ③沿道建造物の壁面後退した空間への緑化等に努める ④屋上駐車場を有する商業・業務ビル等については、駐車場への間口は最小限とし、道路境界部の緑化に努める ⑤店舗等の平面駐車場については、積極的に駐車場緑化と浸透性ある舗装材の利用に努める ⑥沿道の街路樹選定は個性ある樹種を工夫する(市の花木など) ⑦屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要な視点場から見えないよう工夫する ⑧戦後の軍道1号線(R58)を物語る資源や記憶を活かすよう工夫する(ブルーシール、A&W、テラーなど) (2) 節度ある広告・サインの定着 ①安全性や美観に配慮した節度あるネオンサインとする(信号を障害しないなど) ②乱雑・混沌のイメージを感じさせないセンスある屋外広告物・サインに努める (3) にぎわいある歩いて楽しい通り景観を形成する ①商業施設については、ショーウィンドーやシャッター等のデザインにも配慮する ②通りの起伏を活かしたにぎわいある沿道景観の形成に努める(緑陰樹、建築物の屋根形態、見通しとアイストップ等) ③道路沿いの小広場やポケットパーク、バス停等と一体となった景観の形成を工夫する(人が座れる・たまれる、デッドスペースがない、目印となる、バス停緑化など) ④通りの由来や成り立ちをできるだけ活かす(パイプラインの名称、軽便鉄道跡、オモロの碑、組踊の道など) ⑤沿道の街路樹選定は個性ある樹種を工夫する(市の花木など) ⑥地域のまつりやイベントを興すよう努める ⑦既存の商店街の良さを活かすよう努める(界索性、にぎわい、回遊性、ヒューマンスケールなど)	

5. 工業・流通地区	目標の姿
方針-1 企業が主体となった、緑豊かな工業・流通地区の景観を創出します(私有空間) 方針-2 海や空からの視点にも配慮したウォーターフロントの景観を創出します(私有空間) 方針-3 うるおいある工業・流通地区の通り景観を形成します(公有空間)	工業・流通地区は、緑豊かな広がりのある開放的な景観となっています。建築物や屋外広告物もすっきりした形態や素材が用いられており、屋外における物品等の集積・貯蔵もきちんと整理・整頓され、周辺緑化がほどこされているなど、陸上からだけでなく海や空からの景観にも配慮がなされています。また、海岸線に隣接することから、海を感じさせる樹種の街路樹や緑地、良好な眺望スポットなどが整備され、変化とうるおいあるウォーターフロントでは多くの人が憩い楽しんでいます。
景観形成指針(目標基準)	
(1) 周辺景観となじむ建築物とする ① 圧迫感を与えないよう、建物配置、規模、高さ、色彩等に配慮する ② 大規模になる場合は、分節化、分散配置などなどに工夫する ③ けばけばしい色彩は用いず、企業ロゴなどのアクセントカラーを効果的に用いるなど工夫する ④ 屋上緑化、壁面緑化、敷地外周の緑化に努める (2) 周辺景観となじむ屋外広告物とする ① 周辺景観を阻害しないよう、屋外広告物の配置、規模、色彩等に配慮する ② 耐久性や維持管理に優れた素材を用いるよう配慮する (3) 物品等の集積・貯蔵を感じさせない ① 屋外での物品等の集積・貯蔵は道路からできるだけ離れた場所や見えない場所で行うよう工夫する ② 集積・貯蔵物を高く積み上げず、整然とした集積・貯蔵に努め、常に整理整頓を心がける ③ 道路に面する部分は植栽や周辺と調和した塀等で遮蔽するよう工夫する ④ 平面駐車場空間は、緑化や生け垣、透水性舗装等に努める (4) 通いと海岸線、基地境界を緑化する ① 周辺の環境に適した樹種を選定し、通いと海岸線、港湾空間、基地境界等の緑化に努める ② 美らまちサポーター制度等を活用した植栽管理に努める	

6. 跡地利用・新規開発地区	目標の姿
方針-1 地区内にある大切な地域資源を見だし、保全・回復・活用します 方針-2 周辺の既存まちなみ景観やウォーターフロント景観にも十分配慮した計画を立案し実施します 方針-3 当面は、未利用または既利用中の地区境界部を緑化・修景します	基地跡地の適切な利用に向けて、協働の景観まちづくりが推進できる環境が整っており、具体的な検討が進められています。
景観形成指針(目標基準)	
(1) 参加型で計画立案し推進する ①計画の段階から、デザイン・実施・管理に至るまで、協働の景観まちづくりを実践する (2) 土地の記憶を残すよう計画段階から考慮する ①地域の自然、地形、眺望点、緑地などを把握し、計画に活かす ②地域の履歴、歴史文化資源、老樹などを把握し、計画に活かす ③美らまちサポーター制度等を活用した植栽管理に努める (3) 基地境界を緑化する ①周辺の環境に適した樹種を選定し、基地境界等の緑化に努める	

7. 市街化調整区域地区	目標の姿
方針-1 地区内の地形と緑地、水辺を保全します 方針-2 周辺景観と調和した農地利用や墓園利用等を誘導します 方針-3 基地周辺の一部の地区では一体的な利用のあり方を検討します	本市の自然環境を構成する地区として市民に認識されており、斜面緑地や河川沿い緑地が大切に保全されています。農地や墓園等は緑の中に被われ、周辺の風景になじんでいます。基地周辺の平坦な一部では、基地跡地と一体となった利用計画が検討されています。
景観形成指針(目標基準)	
(1) 自然環境を保全・回復する ① 自然の姿が基本となるよう斜面緑地や河川沿い緑地等の保全・回復に努める ② 開発はできるだけ行わず、既存ののり面や擁壁は積極的に緑化するよう工夫する ③ 空き地などへの不法投棄などは絶対に行わない ④ 不法投棄などに対し地域の日常的な管理に努める (2) 農地の風景を大切にする ① 地区内での農地利用に際しては、建造物等が目立たないよう配置、規模、色彩等に配慮する ② 屋外への物品の集積・貯蔵は目立たないよう配置し、常に整理整頓を心がける ③ 鉄塔類の立地は、できるだけ大規模にならないよう、また目立たないよう工夫する (3) 墓園等を緑化する ① 既存の墓園や修理工場等は積極的に緑化するよう努める ② 墓園等の既存の駐車場は、緑化や生け垣、透水性舗装等に努める	

4. 重点地区の景観まちづくりの方針

重点地区の仲間地区では、これまで自治会の住民が主体となった「仲間まちづくり塾」を立ち上げて、地区の重要性や景観まちづくりの将来像を検討してきました。

(1) 仲間地区の重要性

仲間地区は、浦添の中の浦添(ドゥームラ)と称されています。その理由は次の点が考えられます。

- ①首里につながる琉球王統発祥の地です(浦添グスク＝琉球王統発祥の地→その後首里へ移転)
- ②浦添グスクをクサティとして古くから今日まで発展してきました(本市行政・文化の中心地)
- ③灰燼に帰した戦後浦添復興のスタートの地でもありました(本市戦後復興のスタートの地)

以下の写真は、これまでの仲間まちづくり塾の様子です。



まちづくり塾で、「仲間地区まちづくりの精神」及び「将来像」、「具体施策」を検討し、設定しました。

(2) 仲間地区まちづくりの精神

私たちは、

- ① 私たちの生活する仲間地区の地形、水、緑、歴史的資源を守り継承します。
- ② 仲間地区の通りを、地域資源で結んだ歩いて楽しい通りにします。
- ③ 浦添グスクの城下町（グスクまち）にふさわしいまち並みをつくりまします。
- ④ 子どもからお年寄りまで安心して暮らせるふれあいのある地域社会を築きます。
- ⑤ 住民自身が仲間地区の過去と現在、未来を考え、決めていくようにします。

(3) 仲間地区まちづくりの将来像

「水・緑が感じられる てだこの城下町（グスクまち）づくり」

(4) 仲間地区まちづくりの方針

現在、「仲間まちづくり塾」とともに、浦添グスクの城下町（グスクまち）にふさわしいまち並みの方針や具体のルールづくりに取り組んでいます。

【地域資源に関わること】	【ネットワークに関わること】
① 御嶽・拝所空間の一体的な修景・緑化 ② 樋川を活用した親水空間の整備 ③ 小広場や眺望広場の確保と修景整備 ④ 自然ガマの保全整備と活用 ⑤ 石垣や老木・巨木の保存・回復 ⑥ 樋川と一体的な小公園の整備 ⑦ 地域資源の案内板・説明板の設置	① 来訪者用車道の整備と歩道の整備 ② 地区内の主要道路整備 (一方通行や時間帯交通規制、コミュニティ道路や歩道の整備) ③ 路上駐車を取り締まりの強化 ④ 散策コースの整備とサイン整備の充実 ⑤ ストリートファニチャーの設置による沿道景観の創出 ⑥ 電線類地中化の促進 ⑦ 浦添グスクへのアプローチ道路の整備 ⑧ 建物・屋敷林・沿道の緑化推進 (樹木や草花の選定など) ⑨ 赤瓦屋根・石垣・生垣等の助成制度の導入・活用 ⑩ 建物の高さ制限 ⑪ 浦添大公園の遊歩道とのネットワーク ⑫ ゲート空間の整備 (浦添グスクの城下町としての調和) ⑬ バス停空間の修景・緑化 ⑭ 安波茶交差点の修景・改善
【まち並みに関わること】	
① 歴史や緑をテーマとした道路・沿道景観の創出・整備（石畳道や草花など） ② 赤瓦屋根、石垣・生垣等の助成制度の導入 ③ 小中学校の修景・緑化 (校内敷地との境界など) ④ 浦添グスクの城下町にふさわしいまち並みのルールづくり (まちづくり条例・景観条例の制定など)	
【住民主体のまちづくりに関すること】	
① 地域住民の啓発活動の推進 (定期的な勉強会、事例視察など) ② 案内ガイドの育成やガイドマップの作成 ③ ガイダンス施設や総合案内施設の整備・活用 ④ コミュニティ活動施設の検討 (多目的集会所、学童保育施設など)	

5. その他の方針

(1) 景観重要建造物・樹木の指定の方針

① 指定の基本的な考え方

景観計画区域の地域（浦添市全域）において、以下の項目にあてはまるものについては、所有者の意見を聴取した上で、景観重要建造物・景観重要樹木の指定に努めます。

- ア) シンボリック的存在となっている樹木や建造物（目印代わりとなる、愛称で親しまれるなど）
- イ) 歴史上意味のある樹木や建造物（その土地を知るのに役立つ、その時代の特徴を示すなど）
- ウ) 信仰上意味のある樹木や建造物（信仰の対象となっている、独特のデザインなど）
- エ) 良好な風景が成立するために欠かすことのできない樹木や建造物（再現することが容易でないなど）
- オ) 「登録文化財」に指定された建築物
- カ) その他市民からの申し出によるもので景観上重要であると客観的に判断できるもの

② 指定までの手順

- 第1段階 候補物件リストの作成
- 第2段階 所有者の意見聴取
- 第3段階 適否判断（景観審議会）
- 第4段階 監理計画・管理協定
- 第5段階 台帳登載・市民公表

(2) 景観重要公共施設の指定の考え方

① 基本的な考え方

地域の風景の中で主要な社会基盤等として親しまれているシンボルロードや河川、都市公園、海岸、港湾等について、公共施設管理者と協議し同意を得た上で景観重要公共施設に指定します。

6. 景観まちづくりの基準等

(1) 行為の届出の流れ

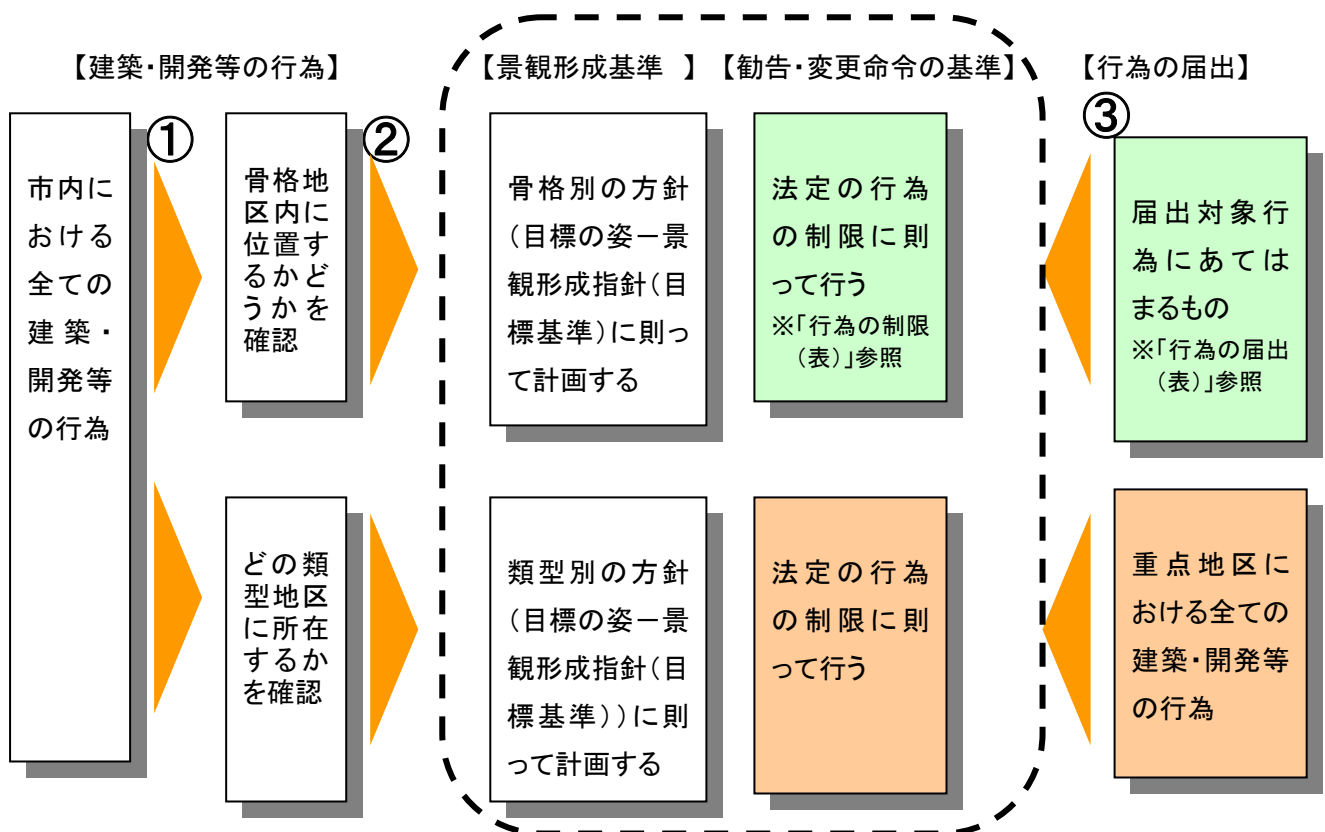
浦添市内における建築・開発等の行為に関しては、手続きを進めていく上でいくつかの段階があります。下図を参考に番号順に流れを見ていきます。

①浦添市内で建築・開発等の行為を行う際には、当該計画地が本市の景観形成の骨組みとなる骨格別景観まちづくり方針の「骨格地区」内に位置しているか、或いは類型別景観まちづくり方針中「類型地区」のどこに所在するのかを確認します。市内は全域が7つの類型地区に区分されています。

②所在する場所の「骨格地区」、「類型地区」の基準方針、目標の姿、景観形成の基準に基づき、市と事前調整を行い、計画をします。

届出対象行為は、勧告、一部変更命令行為の制限に関する事項に留意し設計を行う必要があります。

③法に基づく届出対象行為は、大規模行為等(「行為の届出(表)」参照)にあてはまるものを対象とします。



(2)届出対象行為

市全域を対象とした届出対象の行為は、表のとおりとする。ただし、重点地区に関しては別途定める。

■建築物

行 為	立地場所	県大規模建築物	浦添市届出対象(大規模)行為
建築物の新築、増築若しくは改築又は移転	都計用途の商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の区域にある建築物	高さ20mを超えるもの又は建築面積1,500㎡を超えるもの	高さ20mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの
建築物の外観の模様替え又は色彩の変更	上記以外の区域にある建築物	高さ13mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの	高さ13mを超えるもの又は建築面積500㎡を超えるもの

■工作物

行 為	項 目	県大規模工作物	浦添市届出対象(大規模)行為
工作物の新築、増築若しくは改築又は移転	(1)擁壁、垣、さく、塀類	高さ3mを超えるもの	同 左
工作物の外観の模様替え又は色彩の変更	(2)彫像、記念碑類 (3)煙突、排気塔類 (4)RC造柱、金属製柱類 (5)電波塔、物見塔類 (6)高架水槽、冷却塔類 (7)観覧車、コースター類 (8)コンクリートプラント類 (9)車庫類 (10)石油、穀物貯蔵施設類 (11)汚水・ゴミ処理施設類	高さ13mを超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるもの	高さ13mを超えるもの又は築造面積500㎡を超えるもの
	(12)電線路又は空中線類	高さ20mを超えるもの	同 左

■開発行為等

行 為	県大規模行為	浦添市届出対象(大規模)行為
屋外における物品の集積又は貯蔵	高さ5mを超えるもの又は面積1,000㎡を超えるもの	高さ5mを超えるもの又は面積500㎡を超えるもの
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	面積3,000㎡を超えるもの	面積1,000㎡を超えるもの
土地の区画形質の変更	法面・擁壁高5mを超えるものかつ長さ10mを超えるもの	—
土地の区画形質の変更又は墓園	—	面積500㎡を超えるもの 法面・擁壁高5mを超えるもの かつ長さ10mを超えるもの

(3)景観形成基準

景観形成基準は、「第3部 浦添市景観形成の方針及び基準(計画編)」中の「(2)骨格別の景観まちづくりの方針」及び「(3)類型別景観まちづくりの方針」にもとづく基準を設定している。

ただし、景観法(法第16条及び第17条)の勧告・変更命令等を行う基準については、以下の事項を適用するものとする。

	基 準
建築物及び工作物	①建築物の3階以上の外壁の色は、明度8以上、彩度2以下とする。 ただし、着色していないコンクリート、金属、ガラス等は除く。 外観のアクセントとして着色する面積は、各壁面の10%以下とする。 ②緑化率の最低限度:敷地面積の3%以上の緑地を設けることとし、道路境界線の長さの1/5以上を道路に面するよう配置する。 ③擁壁は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体の過半を直接露出させない処理を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に見えないものである場合は、この限りでない。

	基 準
開発行為等	①緑化率の最低限度:各宅地面積の3%以上の緑地を設けることとし、道路境界線の長さの1/5以上を道路に面するよう配置する。 ②墓園は敷地面積の5%以上の緑地を設けることとし、主に敷地外周部に樹木等による緑化修景を行うものとする。